

林業・木材産業の「成長産業化」に必要な財源の確保を求める意見書

国土に占める森林の比率が世界第3位の我が国において、森林は木材生産のみならず、水資源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化防止への貢献など多面的機能を発揮する国民共通の財産として位置付けられている。

とりわけ、資源の少ない日本にあって「100%自給可能な資源」とも言われている木材は、戦後植栽された森林が5年後の平成29年には約6割がおおむね50年生以上に成長し、正に利用期が到来している。

このような中、本県においては、平成17年度から、数次にわたる林業プロジェクトに取り組み、高性能林業機械と路網整備を組み合わせた「生産システム」の構築による県産材の増産体制や、「根元から梢まで」木材を余すところなく利用する加工流通体制の整備により、平成32年度の「県産材の生産・消費の倍増」を目指し、川上から川下まで一体となった取組を推進してきた。

森林整備加速化・林業再生基金は、この取組の推進エンジンとして重要な機能を果たすとともに、全国においても効率的な加工体制の整備が図られ、特に東日本大震災以降は、復興用木材の増産に向けた供給体制の構築が強力に進められてきた。

今後は、全国的な木材の安定供給体制が確立されつつある流れを加速するとともに、これまでの森林の多面的な機能の高度発揮を目的としてきた「森林再生」に加え、全国レベルで住宅やバイオマスなど裾野の広い産業へ波及効果を生む「林業・木材産業」を国家の成長戦略として位置付け、新たに「経済成長に資する産業」として飛躍させるための総合的な対策を講ずる必要がある。

よって、国においては、平成25年度補正予算の編成に当たって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」を拡充延長するとともに、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付けるなど、安定的な財源が確保されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月21日

徳島県議会議長 杉 本 直 樹